

はまゆう学級

生きのびのび元気づくり仲間づくり～

- 日時** 2026年5月22日(金)～2027年2月5日(金)
午前10時～正午 全9回
- 場所** 辻堂市民センター ホールなど
- 対象** 65才以上の方36人
(辻堂地区在住の初めての方優先、申込み多数の場合は抽選)
- 内容** プログラムは裏面参照
*都合により変更することがあります。
- 費用** 講座の内容により実費負担があります。
- 申込み** 往復ハガキで4月13日(月)必着(1人1通)
応募多数の場合は抽選。結果を返送します。
(郵便配達に大変時間がかかるので、早めの投函をお勧めします。)

《往復ハガキ 記入方法》 えんぴつ、消せるボールペンで記入しないでください。

| | | |
|---------|--------|------------|
| 85 円 | □□ □□□ | 「はまゆう学級」 |
| 返信 | 氏 住所 | 郵便番号・住所 |
| 名 | | 氏名・ふりがな |
| | | 電話番号 |
| | | 年齢 |
| | | 性別 |
| | | はまゆう学級参加回数 |

| | | |
|---------|-------------|------------------------------|
| 85 円 | 251-0046 | 藤沢市辻堂西海岸2の1の17 |
| 往信 | はまゆう学級 係 | 辻堂市民センター |
| | | ※この面は 記入しないで 投函してください。 |

問い合わせ：辻堂市民センター TEL 0466-34-9151



令和8年度 はまゆう学級



生き生きのびのび元気づくり仲間づくり

| 回 | 日時 | 課題 | 内容 | 講師等 |
|---|---------------------------------|-------|---|-------------------------------------|
| 1 | 5月22日(金) 10:00~12:00 | 開級式 | 年間プログラム・運営について (自己紹介・写真撮影・ 役割分担等) | 市民センター職員 |
| 2 | 6月12日(金) 10:00~12:00 | 絆結び | モルックに挑戦! | 日本モルック協会公認団体 主宰および公認指導員 濱崎 隆氏 |
| 3 | 7月3日(金) 10:00~12:00 | 教養 | 日本の伝統楽器お琴体験 | 山田流箏曲 守谷 千楓音氏 |
| 4 | 7月24日(金) 10:00~12:00 | 健康 | コグニサイズで 脳と体をリフレッシュ! | 高齢者支援課 |
| 5 | 9月18日(金) 10:00~12:00 | 健康 | オーラルフレイル予防講座 | 健康づくり課 |
| 6 | 10月23日(金) ※時間未定 | 社会見学 | 未定 | 市民センター職員 |
| 7 | 12月4日(金) 10:00~12:00 | 感性磨き | 生活に潤いを 「己書幸座(おのれしょこう ざ)」 | 日本己書道場公認師範己書 陽向道場 能條 陽子氏 |
| 8 | 2027年 1月8日(金) 10:00~12:00 | 新春初笑い | ★音楽と落語の宅配便 (公開講座) | 落語ができるギタリスト 濱乃 志隆氏 |
| 9 | 2月5日(金) 10:00~12:00 | 閉級式 | 来年度に向けて話し合おう 皆勤賞表彰 | 市民センター職員 |

★印公開講座は一般募集の参加者と一緒に受講していただきます。

辻堂地区

スマホ基本操作相談会

ボランティアさんにお困りごとを相談してみませんか？

相談料無料・事前予約制



スマホの基本的な操作をボランティアさんが教えてくれるキュン

対象

スマホの基本的な操作に不慣れな初心者の方(年齢不問)

会場

辻堂市民センター交流スペース

申込

※開催月の前月20日(土日祝日の場合は翌開所日)に電話または来館で(平日8:30~17:00)

日程

4月16日(木)午前9時30分~午前11時30分(申込3月23日(月)~
28日(火)午後1時30分~午後3時30分(申込3月23日(月)~
5月11日(月)午前9時30分~午前11時30分(申込4月20日(月)~
29日(金)午後1時30分~午後3時30分(申込4月20日(月)~
6月10日(月)午前9時30分~午前11時30分(申込5月20日(月)~
29日(金)午後1時30分~午後3時30分(申込5月20日(月)~

※専門的な知識を必要とするご相談につきましては、別途相談先をご案内させていただく場合がございます。※この事業は、市議会における予算の議決を前提としています。

知っていますか? 自転車の違反に 青切符導入!

取り締まりの対象年齢は

16歳以上!

交通反則通告制度

自転車等に対する交通反則通告制度

(「青切符」による取り締まりを行う反則金制度)が適用に

(法第125条及び別表第2関係)

※交通反則通告制度とは、比較的軽微な交通違反に交通反則告知書(いわゆる「青切符」)が交付され、違反者が反則金を納付すれば刑事罰に科されない制度です。

自転車関連事故や自転車の違反による検挙件数が増え、取り締まりに実効性や合理化が求められる中、刑事手続とは異なるこの制度の導入により、比較的軽微な違反が迅速かつ円滑に処理されます。

こんな違反は
反則金
の対象に!!
※一例を記載



携帯電話の使用等(保持)

反則金 **12,000円**

遮断踏切立ち入り

反則金 **7,000円**



並進



二人乗り

反則金 **3,000円**

車道の右側通行



信号無視

(赤色等)



反則金 **6,000円**

一時不停止



イヤホンの使用

※必要な音が聞こえないなどの場合



無灯火

反則金 **5,000円**

走行中に携帯電話を使用して交通の危険が生じたり、「酒酔い運転」や「妨害運転」など、特に悪質な違反行為は交通反則通告制度の対象外のため、これまで通り赤切符を受け、刑事手続となります。

警察官の指導や警告を受けた場合はすみやかに従わなければなりません。

警告に従わずに違反行為を続けた場合や、通行車両や歩行者に危険を生じさせる行為、交通事故につながるような悪質・危険な違反行為は、取り締まりの対象となります。

※平成27年6月1日より、一定の危険な行為を3年以内に2回以上行うと、自転車運転者講習の受講が義務付けられています(14歳以上が対象)。



取り締まりは、自転車事故が多い時間帯や場所で重点的に実施されます。

車両の運転者としての自覚と責任を持ち、今まで以上に、ルールをしっかりと守りましょう。

自転車の基本的なルール「自転車安全利用五則」を確認してみましょう。



自転車をはじめとする軽車両の反則行為と反則金の額

| 反則行為の種類 | | 反則金の額 (円) | |
|-----------------------|--------------|---------------|--------|
| 携帯電話使用等(保持) 注1 | | 12,000 | |
| 放置 駐車 違反 | 駐停車禁止 場所等 | 高齢運転者等専用場所等 | 12,000 |
| | | 高齢運転者等専用場所等以外 | 10,000 |
| | 駐車禁止 場所等 | 高齢運転者等専用場所等 | 11,000 |
| | | 高齢運転者等専用場所等以外 | 9,000 |
| 遮断路切入り | | 7,000 | |
| 速度 超過 | 25km以上30km未満 | | 12,000 |
| | 20km以上25km未満 | | 10,000 |
| | 15km以上20km未満 | | 7,000 |
| | 15km未満 | | 6,000 |
| 駐 停 車 違 反 | 駐停車禁止 場所等 | 高齢運転者等専用場所等 | 9,000 |
| | | 高齢運転者等専用場所等以外 | 7,000 |
| | 駐車禁止 場所等 | 高齢運転者等専用場所等 | 8,000 |
| | | 高齢運転者等専用場所等以外 | 6,000 |
| 信号無視 | 赤色等 | 6,000 | |
| | 点滅 | 5,000 | |
| 通行区分違反 | | 6,000 | |
| 追越し違反 | | | |
| 踏切不停止等 | | | |
| 交差点安全進行義務違反 | | | |
| 環状交差点安全進行義務違反 | | | |
| 横断歩行者等妨害等 | | | |
| 安全運転義務違反 | | | |
| 通行禁止違反 | | | |
| 歩行者用道路徐行違反 | | | |
| 歩行者等側方通過義務違反 | | | |
| 急ブレーキ禁止違反 | | 5,000 | |
| 法定横断等禁止違反 | | | |
| 路面電車後方不停止 | | | |
| 優先道路通行車妨害等 | | | |
| 環状交差点通行車妨害等 | | | |
| 徐行場所違反 | | | |
| 指定場所一時不停止等 | | | |
| 幼児等通行妨害 | | | |
| 安全地帯徐行違反 | | | |
| 被側方通過車義務違反 | | | |
| 通行帯違反 | | | |
| 道路外出右左折合図車妨害 | | | |
| 指定横断等禁止違反 | | | |
| 車間距離不保持 | | | |
| 進路変更禁止違反 | | | |
| 追い付かれた車両の義務違反 | | | |

| 反則行為の種類 | | 反則金の額 (円) | |
|------------------|--|--------------|-------|
| 乗合自動車発進妨害 | | 5,000 | |
| 割込み等 | | | |
| 交差点右左折等合図車妨害 | | | |
| 交差点優先車妨害 | | | |
| 緊急車妨害等 | | | |
| 交差点等進入禁止違反 | | | |
| 無灯火 | | | |
| 減光等義務違反 | | | |
| 合図不履行 注2 | | | |
| 合図制限違反 注2 | | | |
| 警音器吹鳴義務違反 注2 | | | |
| 乗車積載方法違反 | | | |
| 軽車両整備不良 | | | |
| 自転車制動装置不良 注1 | | | |
| 泥はね運転 | | | |
| 転落等防止措置義務違反 | | | |
| 転落積載物等危険防止措置義務違反 | | | |
| 安全不確認ドア開放等 | | | |
| 停止措置義務違反 | | | |
| 公安委員会遵守事項違反 | | | |
| 通行許可条件違反 | | | 3,000 |
| 歩道徐行等義務違反 注3 | | | |
| 路側帯進行方法違反 | | | |
| 並進禁止違反 | | | |
| 軌道敷内違反 | | | |
| 道路外出右左折方法違反 | | | |
| 交差点右左折方法違反 | | | |
| 環状交差点左折等方法違反 | | | |
| 軽車両乗車積載制限違反 | | | |
| 制限外許可条件違反 | | | |
| 原付等牽引違反 | | | |
| 自転車道通行義務違反 注3 | | | |
| 警音器使用制限違反 | | | |

令和8年4月1日施行



注1 「携帯電話使用等(保持)」「自転車制動装置不良」は自転車を対象
 注2 「合図不履行」「合図制限違反」「警音器吹鳴義務違反」は自転車以外の軽車両を除く
 注3 「歩道徐行等義務違反」「自転車道通行義務違反」は普通自転車が対象

もし、事故を起こしたり 事故にあったら...

負傷者がいる場合には何より先に救護にあたり、迷わず119番通報をして救急車を呼びましょう。
 二次災害を防ぐため、安全を確保してから110番通報して警察に連絡しましょう。